

諸 外 国 の 提 訴 手 数 料

資料 1

1米ド = ¥130.63
 1ユー = ¥116.31
 1ポン = ¥188.88
 1ウォ = ¥0.0993

		提訴手数料			
制度概要		手数料額			
ドイツ	提訴時に原告が3単位の裁判手数料を納付(予納)し、訴訟終了時には裁判手数料の納付を要しない。請求の放棄・認諾の場合は1単位に減額される。提訴手数料に関してはスライド制が採用されている。1単位の額は右表のとおり。	(単位:ユーロ)			
		300まで ¥34,893	25 まで ¥2,908		
		訴額が次に掲げる額まで	次に掲げる額増えるごとに	次に掲げる額分増額	
		~ 1,500 ¥174,465以下	300 ¥34,893	10 ¥1,163	3.33%
		~ 5,000 ¥581,550以下	500 ¥58,155	8 ¥930	1.60%
		~ 10,000 ¥1,163,100以下	1,000 ¥116,310	15 ¥1,745	1.50%
		~ 25,000 ¥2,907,750以下	3,000 ¥348,930	23 ¥2,675	0.77%
		~ 50,000 ¥5,815,500以下	5,000 ¥581,550	29 ¥3,373	0.58%
		~ 200,000 ¥23,262,000以下	15,000 ¥1,744,650	100 ¥11,631	0.67%
		~ 500,000 ¥58,155,000以下	30,000 ¥3,489,300	150 ¥17,447	0.50%
500,000超 ¥58,155,000超	50,000 ¥5,815,500	150 ¥17,447	0.30%		
フランス	裁判所に訴状を提出する手数料は、行政訴訟については租税法1089B条により15ユーロ(約¥1,744)の印紙税が課せられるが、通常訴訟については手数料を課されない(1977年12月30日法律第77-1468号)。ただし、通常訴訟の訴えの提起の前提として必要とされる執行士による訴状の送達に関して、執行士に対する報酬が必要となるほか、この報酬に対して、租税法302 bis Y条により、9.15ユーロ(約¥1,064)の				
大韓民国	提訴手数料については訴価に応じたスライド制が採用されている。最低訴価は1,000ウォン(約¥99)であり、100ウォン未満の端数があるときは、訴価の算出に当っては、端数は計算しない(民事訴訟等印紙法2条2項)。	(単位:ウォン)			
	~ 1,000万 (¥99,300)未満	訴価 × 0.005		0.50%	
	1,000万(¥99,300) ~ 1億(¥993,000) 未満	訴価 × 0.0045 + 5,000		0.45%	
	1億(¥993,000) ~ 10億(¥9,930,000) 未満	訴価 × 0.004 + 55,000		0.40%	
	10億(¥9,930,000) ~	訴価 × 0.0035 + 555,000		0.35%	

諸 外 国 の 提 訴 手 数 料

資料 1

	提訴手数料	
	制度概要	手数料額
アメリカ合衆国（連 ニューヨーク州	訴額にかかわらず一定額。	150米ドル(約¥19,594)(28USC Sec1914)
カリフォルニア州	訴額にかかわらず一定額。ただし、手続の進行に応じてこれ以外の費用（例えば陪審請求で50米ドルなど）が発生する。	170米ドル(約¥22,207)
連合王国（イングラ ンド・ウェールズ）	high court（高等法院） 手続が進行していく各段階で手数料を納めるシステムであり、かつ、手数料額は定額制である。最初に支払う手数料は右表のとおり。	(単位：ポンド) 50,000以下 350 ¥9,444,000 以下 ¥66,108 50,000超 500 ¥9,444,000 超 ¥94,440
	county court（県裁判所） 手続の各段階で手数料を納めるシステムであるが、手続開始時に納付する費用については、金銭請求の場合、訴額に応じたスライド制が採用されている。手続が進むと、アロケーション・フィー（£1,000以下の金銭請求の場合は無料。その他の場合は£80）、トライアル・フィー（マルチトラック・ケースで£300、その他のケースで£200）などが発生する。	200以下 27 ¥37,776 以下 ¥5,100 ~ 300 38 ¥56,664 以下 ¥7,177 ~ 400 50 ¥75,552 以下 ¥9,444 ~ 500 60 ¥94,440 以下 ¥11,333 ~ 1,000 80 ¥188,880 以下 ¥15,110 ~ 5,000 115 ¥944,400 以下 ¥21,721 ~ 15,000 230 ¥2,833,200 以下 ¥43,442 ~ 50,000 350 ¥9,444,000 以下 ¥66,108 50,000超 500 ¥9,444,000 超 ¥94,440 金銭以外の請求 120 ¥22,666

1米ド = ¥130.63
1ユー = ¥116.31
1ポソ = ¥188.88
1ウォソ = ¥0.0993